

藤元議員 それでは、3点について質問させていただきます。最初に保育園での安全対策についてお伺いします。2022年（令和4年）12月、県内にある認定こども園において、ゼロ歳児クラスの男児が積み木を誤飲し、低酸素脳症となり、脳性麻痺や知的障害などの後遺症が残るという事故が発生しました。そして、本年4月14日、徳島地裁におきまして、業務上過失傷害罪に問われていた当時の園長に有罪判決がくだされました。また、略式起訴されていた5人の教諭も罰金の略式命令が出されています。新聞記事だけで詳しく知りませんが、おそらく、あの事故までは、保護者の方も、保育園や職員を信頼し、安心して子どもさんを預けていたと思いますし、職員の皆さんも通常どおり子どもさんの安全には必要な注意を払いながら保育にあたっていたと思います。しかし、誰もが想像しなかった、あんな不幸な事故が起こってしまいました。保護者にすれば、安心して預けていた我が子が、保育園の安全管理不十分で突然大きな障がいを負ってしまったということになると、責任を追及したくなる気持ちは十分理解できます。また、園長さんや職員さんにしても、子どもが好きで、長年保育にかかわって来られた方々だと思いますので、自分の犯してしまった罪の重さを認識し、悔いておられるということが新聞記事からも用意に読み取れます。こんな事故が実際に起こってしまうと、保護者と保育園との関係は、信頼関係から一転、被害者と加害者の関係になってしまい、本来の保育業務が難しくなってしまいます。この事故を他町の保育園の問題とせず、保育は、一人の人間の成長と命を預かる仕事であるとの認識を新たに、今後、このような悲しい事故を絶対に起こすことのないよう、本町保育園においても可能な限りの安全対策を講じておく必要があります。大人が通常想像できない行動をするのが幼い子どもたちであります。突然高い所から飛び降りることがありますし、何でも口に入れます。大人が楽しそうにしていれば深い水の中にも躊躇なく飛び込みます。家庭内において、保護者が見守っている中でも怪我などは避けられませんし、ましてや多くの幼い子どもたちを集めての保育となると、いくら専門的な知識と経験がある職員さんだとしても、毎日の業務では、ヒヤリとしたり、ハッとすることも多いのではないのでしょうか。子ども家庭庁より、昨年8月に公表された調査結果では、令和5年度、全国の保育園等で起こった死亡事故を含む重大事故は2,772件で、その内訳は、死亡事故9件、負傷等の事故は2,763件であり、その8割は骨折ということであります。そして、残念ながら重大事故は9年連続で増えているとのことであります。そこでお伺いします。保育の素人である私がとやかく言うまでもなく、先にも述べたように、保育士さんといえども、ヒヤリとしたり、ハッとすることがあり、お互いが情報共有し、それを重大事故にしないため日々努力していただいていると思いますが、本町保育園における事故やヒヤリハ

ットの実態はどうか最初にお伺いします。次に、先に述べましたように、全国的にも保育園等における重大事故が増える傾向にあり、国や県からの指導もあると思いますが、日頃、どのようなことに留意して保育業務にあたっているのかお伺いします。次に、本園の施設は新しく、安全面についても配慮された構造になっていると思いますが、重大事故につながる可能性がある部分があるとすれば、それは早めに改善する必要があります。日頃の業務の中で気付いていることがあれば述べていただきたいと思います。如何でしょうか。次の質問に移ります。引き取り手のない遺体の処理についてお伺いします。全国的にもそうですが、本町においても少子高齢化の進行、一人暮らしの世帯が増える傾向にあります。そして、一人暮らしの方が亡くなった場合、近所の方々が親族に連絡し、大抵の場合は親族の方が遺体を引き取り、火葬や葬儀の手続きなど遺体の処理を行っています。ただ、引き取り手がいない、いても引き取ってもらえないという場合があります。その場合は、本町が処理することになります。また、たまたま旅行中などの途中で本町で事故や病気で亡くなった場合や自死された場合など、墓地、埋葬等に関する法律や 旅行病人及び旅行死亡取扱法等により、引き取り手がいない場合、あるいは、いても引き取りを拒否された場合等は、本町が処理することになります。そこで、本町での引き取り手のない遺体処理の件数や傾向など、その実態について最初にお伺いします。次に、先にも述べたように、今後、一人暮らしが増え、亡くなっても引き取り手がいないという実態が増えていくと言われていきますし、大災害発生の場合、現実の問題として大量の引き取り手のない遺体の処理をしなければならなくなる事態が想定されます。現在は、おそらく扱っている処理数が少ないので、担当者の判断で処理できているかも知れませんが、数が多くなると、そのようには行かなくなります。本年3月に制定された牟岐町事前復興計画の中でも、地震・津波で本町では1,040人が犠牲になり、その半数が行方不明になることを想定した、遺体の安置所の必要面積及びその場所確保の重要性が記述されています。したがって、今は数としては少ないと思われますが、近い将来を考えてみても、遺体の処理などについての対応手順を定めた具体的な内部規定等を定め、担当職員に限らず職員全体でも情報を共有し、いざというときには、どの職員でも対応できるようにしておくべきだと思いますが、現在、そのような内部規定などはあるのでしょうか。なければ作っておく必要があるのではないかと思います。如何でしょうか。次に、身寄りのない方から、自分の死後まで周囲の方々や行政にお世話になるのが大変心苦しく、迷惑をかけないようにする方法はないものかとのお話を伺うことがあります。個人的には死後のことまで心配しなくて良いのではないかと思います。確かに突然亡くなったりすると、実際のところ周囲の方々や自治体にもお世話をしてい

ただかなければならないことも多く、その迷惑をかけたくないとの思いは大変有難く、本人の意思を尊重した施策が必要ではないかと思います。身寄りのない方が突然亡くなれば、たちまち葬儀や火葬をどうするかということもありますし、財産や所持品があれば、その処分をどうするかという問題もあります。身寄りのない方が、死後、できるだけ周囲の方々や自治体に負担をかけない方法として、元気なうちに公正証書遺言を残しておく。判断能力が衰えたときに備えて任意後見契約を信頼できる人と締結しておく。死後に発生する死亡届や葬儀の手配等を委任する死後事務委託契約を締結しておくなど、様々な方法があり、既に利用されている方もおいでます。ただ、誰もが大病を患ったということでもなければ、普段は突然自分が亡くなるなどと思って生活していないということもあり、そのような制度があるということ自体を知らない人が多く、ましてや、その準備をしている人は少ないというのが実態だと思います。そこでお伺いします。自分の死によって、なるべく周囲の方々、自治体にも負担をかけたくないという意思是尊重されるべきであり、そうしていただくと自治体としても大変有難いことであり、制度周知のため、さらなる努力をするべきではないかと思いますが、如何でしょうか。次の質問に移ります。本年3月31日、政府の作業部会は、南海トラフ巨大地震が発生した場合、徳島県では最大4万1千人が死亡するとの新たな被害想定を発表しました。津波犠牲者が大幅に増え、徳島県では前回想定からさらに死者が1万人増えるとの想定であります。もちろん、地震発生の日時、震源地の場所等で被害は大きく変わってきますが、いずれにしても、牟岐町のように比較的古い家屋が立ち並び、牟岐港に10mの津波が押し寄せるとなれば、本町中心部の大部分が大きな被害を受けることは間違いありません。この間、本町としては、保育園、小学校の高台移転、食料備蓄倉庫の新設、自主防災組織の結成、危機管理監の設置等、様々な取り組みをしてきました。そして現在、大きな事業として本庁舎・消防組合の高台移転に取り組んでいるところでありますが、新たな被害想定発表をうけて、本町には、今後どのような課題があると考えているのか最初にお伺いします。次に、議会でも再三議論されてきたように、今後予想されている南海トラフを震源とする地震、津波は巨大であり、被害が広範囲に及ぶことが想定され、火事があっても、目の前に負傷者がいても、道路や橋が破損し、普段のように消防車や救急車が来られない。緊急物資を運ぶトラックが動けないなど、公助は一定期間期待できなくなり、その間は自助、共助で乗り切らなければならない事態になることは避けられません。幸い本町におきましては、昨年4月より、危機管理監が就任し、防災対策全般にわたり尽力していただけてきましたが、この間、町内各地を歩き、多くの住民の皆様と関わる中で、是非、これは住民の皆様と考えて欲しいとか、実践して欲しいとかの

ご意見、要望等があると思いますので、ぜひこの場で紹介していただきたいと思います
が、如何でしょうか。以上、質問を終わらせていただきます。

喜田議長 上野保育園長。

(上野保育園長 登壇)

上野保育園長 藤元議員からの保育園での安全対策についてお答えします。始めに、事故、ヒヤリハット等の実態ですが、当園におきましては、幸いにして、これまで大きな事故はありませんでした。ヒヤリハットにつきましては、園児は遊びに夢中になると、前を見ずに突然走り出し、他の子どもとぶつかりそうになったなど、保育士がヒヤリとしたり、ハッとしたりする場面も確かにあります。こうならないためにも、複数の保育士で対応するよう配慮し、常に緊張感を持って保育することで事故の防止に努めています。もし、ヒヤリハットに該当する事案が発生した場合は、担当保育士は当該事案に関する報告書を園長に提出し、原因の分析と解決策の検討を行うとともに、直ちに職員間で共有し、危機意識の向上が図れるよう万全の体制を構築しています。次に、日頃留意している安全対策についてですが、当園では、各クラスやリズム室、園庭遊具の安全点検を毎月実施しています。特に、乳児クラスにつきましては、子どもの誤飲を防ぐために、子どもの口に入ってしまう可能性のあるおもちゃを排除し、発達に合わせたおもちゃを入れ替えるよう配慮しています。また、乳児の食事に関しましては、保育士、保護者、栄養士が連携し、個々の離乳の進み具合に合わせ、食材の大きさや固さ、量などにも留意して提供しています。具体的な例としましては、0歳から1歳半までの子どもには、リンゴや梨、柿、バナナなどを提供する際には、スチームをかけ、2mm から3mm 程度にスライスして提供するよう配慮しています。食事の援助の面では、食べ物を全部飲み込んだか、口の中に食べ物が残っていないかなどを確認しながら進めています。また、職員に対しましては、毎年AEDの使用法、心肺蘇生法、万一子どもが誤飲してしまったときに、保育士が慌てることなく対処できるように、背部叩打法、腹部突き上げ法などの救命法を実習し、職員一人ひとりの安全意識向上に努めています。最後に、園の構造上の問題点、改善点についてですが、保護者からの指摘を含め、現在、構造上の問題点や課題は把握していません。しかし、問題点や課題が見つかった場合は、その都度解決に向けて取り組んでまいりたいと考えています。以上です。よろしくお願いします。

喜田議長 海部住民福祉課長

(海部住民福祉課長 登壇)

海部住民福祉課長 引き取り手のない遺体処理についてお答えさせていただきます。議員もご承知のとおり、死体の埋葬又は火葬を行う者がいないとき又は判明したときは、死亡地の市町村長が、これを行わなければならない。次に、その費用に関しては、行旅病人及び行旅死亡人取扱法の規定を準用することとなっています。ご質問の本町での処理数については、町内の方では、ここ10年程、引き取り手のない方は心当たりありません。行旅死亡人については1件ありました。一人暮らしの方が亡くなられても本町の場合は親族が近くにおいでになると思われれます。仮に身元不明などの場合は検死後、身元が判明したら警察により親族へ連絡がされます。また、施設入所や病気入院の場合は身元引受人がおいでになると思われれます。このため古くは判りかねますが数年間は引き取り手がいないことはありません。ただし、親族が「病弱で行くことができない。葬儀屋さんが分からないのでどうにかならないか」という相談時には葬儀屋さんに連絡してあげ、依頼者と葬儀屋さんで費用など相談後、火葬までのお手伝いはさせていただいたことはあります。次に、遺体処理についての対応手順についての内部規定についてのご質問ですが、こちら規定等はなく、一般的な手続きで処理することと考えています。初めに死亡届については親族、同居者の順で受付されます。おいでにならない場合は、貸家・地主などの方が届け出ることは可能です。届出人がいない場合は公立病院・警察などの公設所の長が届けることとなります。その後火葬することになりますが、どなたもいない場合は職員が手続きをし、火葬することとなります。火葬後の遺骨は火葬場の納骨堂で保管することとしています。最後に自治体に迷惑をかけたくないという住民の方がおいでになるのでは。のご質問ですが、死後についてお寺の住職、知り合いの方などには相談する方もおいでになるかと思いますが、町へは相談されたことがありません。ご自分の身に万が一のことがあった場合、葬儀や供養について心配される方もあろうかと思えます。このような死後の手続きについて生前に弁護士・司法書士などの専門職と「死後事務委任契約」という契約をし、迷惑をおかけしない方もおいでになれるとのことです。また、高齢で判断能力が低下した場合を考慮し、議員、ご質問のとおり、「任意後見契約」を締結される場合もあるようです。お亡くなりになった場合を考えた場合、このようなサービスは有意義なことと思いますが、固定資産の相続同様に依頼先により

金額も違うと思われますので「広報」という手段は慎重にすべきかと考えています。以上です。よろしくお願いします。

喜田議長 白木危機管理監。

(白木危機管理監 登壇)

白木危機管理監 新たな被害想定発表を受けての対応についてお答えします。昨年度末に内閣府が公表した南海トラフ巨大地震被害想定によりますと、藤元議員がおっしゃるとおり、徳島県の死亡者数は、約3万1千人から約4万1千人と、平成24年の想定から1万人増加しています。その内訳としましては、津波によるものでした。このことを踏まえ、まず取り組むべき課題としましては、今後、県が公表する、より具体的な被害想定や町の現状を把握し、対策を講じていくことだと考えています。確かに、今回公表された数値では、牟岐町の浸水面積は1.25倍に増え、津波到達時間は3分早くなっています。しかし、最も大切だと思うことは、数値の大小に左右されることなく、今後30年以内に80%程度の確率で発生すると言われているマグニチュード8から9クラスの南海トラフ地震、あるいは南海トラフ巨大地震を念頭に置き、私たちが、大規模自然災害に「いかに賢く立ち向かうためには、どうすればよいのか」という最も重要であり、かつ、最も難しい課題を町民の皆さま、そして、本日、議会傍聴に来られた牟岐小学校の生徒の皆さま、これからの牟岐を背負って立つ若い方々と私ども行政が一緒になって考える機会を積極的に持つこと。そして、例え僅かなことであっても、私たち一人ひとりができる対策をしっかりと講じること。誰もが思い切って行動に移せば、被害を確実に減らすことができると、私自身、信じて止みません。本町はこれまで、南海トラフ巨大地震を想定した訓練が十分できていませんでした。このため、より実際に近い想定に基づいた総合的な訓練・演習を町民の皆さまと一緒に行うなど、公助体制の充実強化を図ると同時に、いたずらに危機を煽るだけではなく、「いかに賢く、災害に立ち向かうためには、どうすればよいのか」という考え方に頭を切り替え、復興を見据えた防災インフラの整備や防災教育の実施に取り組んでまいりたいと考えています。次に、住民の皆様に要望したいことですが、大きく2点を申し上げたいと思います。まず、災害対策において相互に連携し、効果的な防災体制を築くために不可欠な3つの役割、すなわち「自助」、「共助」、「公助」について、改めて考えていただきたいということです。

3つの役割について簡単に申しますと、自助とは、自分の命は自分で守るという意識のもと、日ごろから防災対策を講じることであり、具体的には食料や水などの備蓄、懐中電灯や常備薬などを入れた非常持ち出し袋の準備、感震ブレーカーの設置、避難場所や避難経路の再確認を行うことなどを言います。共助とは、地域の人たちや身近な人たちと協力し、互いに助け合うこと言います。例えば、災害時の情報交換や避難所の運営、高齢者や配慮が必要な方の避難支援などがこれに該当します。公助とは、国の機関や地方公共団体などが、災害時の救助、道路の復旧、生活支援などを行うことであり、いざ災害が発生した場合は、これらの3つの役割が上手く連携することで、より効果的な対策につながることを期待できるからです。2点目も災害対策において相互に連携し、効果的な防災体制を築くため、私たちが直ぐにでもできる3つのことを実践してほしいということです。1つ目は、可能な限り揺れる前、または揺れた瞬間に避難を開始していただければ、地震・津波によって亡くられる方を約7割減らすことができると言われています。昨年の4月17日、23時14分頃、豊後水道においてマグニチュード6.4の地震が発生した際、本町においても緊急地震速報が流れました。このとき、町民の皆さまがどのように対応されたのか、防災講話などを通じて調査したところ、ほとんどの方が部屋の電気を点け、居間に移動し、テレビのスイッチを入れて情報を収集したそうです。結果的に本町は揺れることがなかったので事なきを得ましたが、もし強い揺れが生じていたら、ほとんどの方が家屋内に取り残されていたのではないかと、町の防災行政を担う者としては、大変危惧しているところです。2つ目は、家具を固定していただければ、家具の転倒などによって亡くられる方を約7割減らすことができると言われています。一般的な話ですが、震度5弱から5強の地震が発生すると固定していない家具が移動したり倒れたりしますので、まだ家具を固定していないような方がいらっしゃれば、是非この機会に固定していただきますようお願い申し上げます。3つ目は、住宅を耐震化していただくと、建物倒壊によって亡くられる方を約8割減らすことができると言われています。しかし、耐震改修をしていただくとなると、それなりの費用がかかるのも事実です。例えば、木造2階建て、築41年、面積95㎡、28坪、総工事費270万円、うち耐震改修工事に145万円が必要となる住宅があったと仮定した場合、110万円は補助金で賄うことができますが、160万円は自己負担していただくことになります。現在、牟岐町では耐震改修支援事業を行っており、耐震診断で評点1.0未満と判定された場合、耐震改修費用の上限を140万円として補助率5分の4で補助します。また、この支援事業には部分的な欠陥を改修する工事、危険なコンクリート

ブロック塀の撤去等も対象となります。このほか、「耐震シェルター設置支援事業」、耐震改修又は耐震シェルター設置と併せて行う「住まいのスマート化支援事業」、「住替え支援事業」、他にも、家具の固定や窓ガラス飛散防止等の措置を行い、屋内の安全性を向上させるための「減災化対策支援事業」などもありますので、是非ご相談いただければと思います。なお、耐震改修費用は、現在140万円を上限としていますが、来月から上限額を155万円とし、15万円を増額する予定ですので、町民の皆様におかれましては、ご活用いただきますよう重ねてお願い申し上げる次第です。以上です。よろしくお願いします。

喜田議長 藤元議員。

藤元議員 1点だけ再問させていただきます。引き取り手のない遺体処理についてですが、私の質問の仕方が悪かったかも知れませんが、さっきも被害想定の中でも言いましたけど、牟岐町の人口4千人弱の中で、1,040人が最大ね、亡くなるという、そういう想定があったわけです。4人に1人は亡くなってしまうということですから、もしかしたら、ここにおいでる職員の皆さん、議員の皆さんも含まれるかも知れないのです。そういう場合ね、今の場合は処理数も少なく、担当者のご努力で済んでいると思いますけど、そういう大災害を前にして、今のままで良いのかということです。例が悪いですけど、担当者の方が亡くなったらどうするのかと、事情を知っている人がいないではないかということになるので、これは職員全体でそういう処理の方法、みんなが共有しているということは非常に大事なということです。また、広報と言いましたのは、先ほど言ったように、いろんな手続きをしていただいとおくと、大変行政としても助かると思うのです。ですので、いろんな制度がありますよね。そういうのをもう少し広報していただい、迷惑をかけたくないと思っている人が実際に行動に移せるように、そういう例えば、「広報むぎ」を使った中で、そういう記述、そういう広報をしてもらうとか、そういうことも大事なのではないかとこのように思うのです。今はいけるけど、近い将来考えた場合ね、そういうことをやっぱり具体的にやっていかなければいけないのではないかとこのように思うのですけど、私の質問の仕方が悪かったかも知れませんが、再度その点について質問させていただきます。

喜田議長 海部住民福祉課長。

(海部住民福祉課長 登壇)

海部住民福祉課長 災害時の件について、お答えできていなかったこと、申し訳ございません。今のところ考えていますのは、私、担当というか、担当課の課長ですが、私以外でも対応の仕方、うちの課員には伝えながらやっています。届け出についても私が亡くなった場合ということで、担当者が亡くなった場合ということですが、なるべくこの職員ですね、宿日直等もしていますので、死亡届につきましては、うちの職員、保育園の職員以外は届け出の受付は可能と思っています。なるべく職員も生き残ることを目指してやっていかなければ仕方がないのですが、大量になった場合ですけど、遺体の安置書とかいうことですが、なるべくは火葬場の付近から風通しの涼しいところにご遺体を安置して、順次届け出を受け付けていくしか、一回では無理かと思いますので、その辺はよろしく願いできたらと思います。あと広報につきましてですけど、先ほども言ったように金額的なものもあるし、司法書士、弁護士等によって、また、要求も違うし、相談の内容も違うと思いますので、そこについては今のところ質問があったのは事実ですが、どういうふうに持っていったいいかは検討しかねますので、料金とか個人的に利益がないような広報であれば広報誌に掲載することが望ましいかと考えられますので、その点、よろしく願いできたらと思います。以上です。

喜田議長 白木危機管理監。

(白木危機管理監 登壇)

白木危機管理監 災害時発生時の多数ご遺体が発生した場合のマニュアルについて申し上げます。現在、牟岐町におきましては、案の段階で作ったものがあります。具体的には警察とどのような連携して、どこにどのような対応をするか、事細かく準備物品まで含めたものを作成しています。ただし、多数ご遺体の対応にしましては、本来、警察が行うものですので、町としてどこまでできるか、あるいは、どのように連携して対応していけるかというのは、今後、県警本部等と調整しながら進めていくことになるかと思っています。差し当たりマニュアル等は誰が見てもできるようなものは独自に定めています。ただし、まだ案の段階です。以上です。

喜田議長 藤元議員。

藤元議員 マニュアルについては案があると、いずれは出てくると思いますので、それを検討したらと思いますが、さっき住民福祉課長が答弁された、弁護士に頼んで費用がどうこうという話ですけど、そこまではやっぱり言わなくても良いと思うのですが、こういう制度があるということぐらいは知らせてあげた方が良いのではないかと思いますので、そういう点で検討していただけないか。

喜田議長 海部住民福祉課長。

(海部住民福祉課長 登壇)

海部住民福祉課長 議員ご指摘のとおり、良い方向で検討させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

藤元議員 はい、終わります。